

山口県訪問看護ステーション協議会 賛助会員規約

第1条（目的）

本会は山口県訪問看護ステーション協議会（以下、協議会）と称す。本規約は、協議会の賛助会員の役割等について必要な事項を定め、協議会活動の推進に資することを目的とする。

第2条（資格）

賛助会員の資格を有する者は、協議会の目的主旨に賛同し、協議会活動の円滑な実施に資する事業所または団体とする。

第3条（賛助会員の役割）

賛助会員は、第1条の目的を達成するため、協議会で次の活動を行うことができる。

1. 正会員、賛助会員および関係者との交流および情報交換の機会を提供
2. 正会員もしくは賛助会員が実施する研修会等のセミナー・講習会・相談会で、会員に最新情報を優先的に提供（展示ブースの優先的利用や製品紹介を含む）
3. 協議会もしくは賛助会員が自主事業として実施する研修会等の講師や関係者を優先的に派遣または紹介
4. 協議会公式ホームページを活用した協議会の会員支援と、協議会関係者等への広報・啓発支援活動
5. 災害時における協議会会員及び関係者への支援協力活動
6. その他 第1条の目的を達成するために必要な活動

第4条（賛助会員に対する協議会の役割）

協議会は、本会の目的を達成するため、賛助会員に次の支援活動を行うことができる。

1. 協議会が作成または発行する資料の提供（会員名簿等を含む）
2. 正会員、賛助会員および関係者との交流および情報交換の機会を提供（展示ブースの優先的利用等を含む）
3. 協議会が実施する従事者研修会等のセミナー・講習会等の参加費の会員料金適応
4. 協議会広報誌への広報および情報掲載と配布
5. 協議会公式ホームページを活用した賛助会員の広報・啓発支援
6. 災害時における情報提供および協力支援
7. その他 第1条の目的を達成するために必要な活動

第5条（議決権）

賛助会員は、協議会の総会における議決権を持たない。

第6条（入会）

賛助会員は、協議会会長の承諾を得て、入会届の受理と会費の納入を以て入会とする。

第7条（会費）

賛助会員は、以下の年会費を協議会に納入するものとする。協議会は理由の如何を問わず、すでに納入された会費を会員へ返還する義務を負わないものとする。

1. 入会金：なし
2. 年会費：20,000円／年

第8条（退会）

賛助会員が脱退しようとするときは、次年度総会までに協議会に脱会届の提出し、その受理を以て退会とする。

第9条（除名）

協議会は、以下の各号に該当を認めた場合、賛助会員を除名することができる。

1. 協議会の事業を妨げようとしたとき
2. 年度開始後3ヶ月以上、会費の納入を怠ったとき
3. 故意または重大な過失により、協議会の信用を失わせるような行為または事実を認めたとき
4. その他 賛助会員として不適切と認める相当の理由があるとき

また、協議会の責任に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、協議会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本協議会に損害を与えた場合、協議会は当該会員に対し、相当な損害賠償の請求を行えることとする。

第10条（守秘義務）

賛助会員は、協議会の許可を得ずに、無断で会員情報を公開または使用することはできない。また、協議会の許可を得ずに、会員として知り得た非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

第11条（その他）

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項が発生した場合は、会長がその必要を認めた場合、役員会の協議を以て決定する。

附 則

この規約は、平成25年7月1日より施行する。

この規約は、平成26年4月19日より施行する。